計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女共同参画基本法第２条において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参加するが確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」と定義されています。

輪島市では、平成 24 年 3 月に第 1 次、平成 29 年 3 月に第 2 次「輪島市男女共同参画行動計画」を策定し、本市における男女共同参画社会の推進を目指して参りました。

今般、第 2 次輪島市男女共同参画行動計画が最終年度を迎えるにあたり、これまでの市における男女共同参画社会の推進状況を計るため、令和 3 年 7 月に「男女共同参画社会を考える市民調査」を実施したところ、それぞれ一定の成果はみられるものの、依然として男女共同参画社会の浸透度は低く、家庭や地域・などの各場面での性別による固定的な役割分担や、仕事と家庭の両立の難しさなど、まだまだ解決すべき課題が残されている現状がうかがえました。

そこで、過去の計画を踏まえつつ、現在までの国・県の動きを今後より一層男女共同参画社会の形成に向けた施策を推し進めるため、今回新たに「輪島市男女共同参画行動計画（令和 4 年～8 年）を策定することにいたしました。

計画の性格

輪島市男女共同参画行動計画は、輪島市総合計画の基本方針において、「女性が活躍できるまちづくり」として男女共同参画を推進していることから、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、県の「いしかわ男女共同参画プラン 2021」との整合性を図りつつ、市の男女共同参画推進に向け具体的に取り組むための指針として策定するものです。

計画の実施期間

この計画は、「輪島市総合計画」との整合性を配慮し、令和 4 年度（2022）から令和 8 年度（2026）までの 5 年間とします。なお、社会経済情勢の変化や施策・事業の進捗状況、国・県の動向により必要に応じて見直しを行います。

基本理念

本市の男女共同参画の推進にあたっては、輪島市男女共同参画推進条例第３条に掲げられた次の６つを基本理念とします。

（１）男女の人権の尊重
（２）社会における制度や慣行についての配慮
（３）政策・方針等の立案及び決定への共同参画
（４）家庭生活における活動と他の活動の両立
（５）生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
（６）国際社会の動向の勘案

計画の視点

男女共同参画社会の実現に向けて、より効果的に計画を推進するため、次の視点で本計画を策定します。

視点１　男女共同参画の正しい理解

令和 3 年 7 月に実施した「男女共同参画社会を考える市民調査」結果によると、輪島市男女共同参画推進条例について、「言葉も内容も知っている」と答えた人の割合は 18.8%、「言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」が 39.6%、「全く知らない」が 34.9%と、まだまだ男女共同参画についての正しい理解度や浸透度が低いことから、今後男女共同参画社会を推進する上で重要な課題と考えます。

視点２　男女共同参画の意識の高揚

少子高齢化による将来への不安が叫ばれる一方で、住民参加・協働のまちづくりが行われています。こうした中で求められるのは、支え合いや助け合いの心です。家庭・地域・職場で共同の意識の高揚を図ることが行動計画を推進する上で必要な事項と考えます。

視点３　男女共同参画の目的の明確化

「男女共同参画の正しい理解」や「男女共同参画の意識の高揚」を推進していくためには、どのような事業をどれだけ実施し、その結果どれくらいの効果や影響をもたらせるのかなど、わかりやすい計画とすることが必要となります。その尺度として指標を策定します。

男女共同参画とは

男女共同参画とは英語でGender equalityと言い、直訳すると「ジェンダーの平等」という意味になります。「ジェンダー」とは、社会的性別とも言われ、私たち一人ひとりが持っている「男らしさ」や「女らしさ」についてのイメージや意識、考え方のことです。

男女共同参画とは、「女性（男性）とはこういうもの（こうあるべき）」という考え方によって行動や考え方、生き方に制限されることなく、男女がよきパートナーとしてお互いに尊重し合い、性別にかかわらず、様々な生活の場面で一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できるようにしよう、ということです。

基本目標と課題

輪島市における男女共同参画社会の実現にむけて、３つの基本目標と１３の課題を掲げ、これに基づく施策を総合的に展開します。

【 基本理念 】

人が年齢・性別に関わりなく、あらゆるところで一人ひとりが平等に扱われ、互いを認め合い助け合いながら、個性と能力が十分に発揮でき、心豊かに暮らせるまち

【基本目標】　男女平等意識の啓発

課題１　男女共同参画理解促進

広報・啓発活動の推進

└市民・企業・団体等への広報啓発活動の推進（★）

男女共同参画理解促進

└男性や若い世代の男女共同参画理解促進（★）

課題２　男女共同参画の慣行の見直し

男女共同参画の調査

└定期的な市民意識調査の実施・情報の収集及び市民・企業・団体等に対する情報の提供

課題３　男女共同参画教育・学習の充実

学校における男女平等教育の推進

└初等教育における男女平等教育の推進

家庭における男女平等教育の推進

└男女平等意識を育てる家庭教育の推進

地域における男女共同参画学習の推進

└男女共同社会の形成をねらいとした研修会、講演会等学習機会の充実

【基本目標】　女性の社会参加促進

課題４　方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

行政機関における女性の参画の拡大

└審議会等委員への女性の参画促進・市職員の管理職拡大（★）

企業や団体における女性の参画促進

└企業や各種団体役員等への女性の参画拡大、役職員等への女性の参画状況の把握（★）

地域等における女性の参画促進

└女性団体の活動支援・女性の地域活動指導者の資質向上（★）

課題５　女性の人材育成

女性がチャレンジできる社会づくり

└女性がチャレンジするための支援及び情報の提供（★）

【基本目標】　男女共同参画のための環境整備

課題６　雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用における男女均等の社会づくり

├男女雇用機会均等法等の定着促進、就労機会拡大及び雇用形態改善の為、企業等への普及啓発活動（★）

└積極的改善措置（ポジティブアクション）の奨励（★）

働く女性の妊娠・出産にかかわる保護

└法や制度の周知。マタニティハラスメント防止の啓発（★）

課題７　多様な就業を可能とする環境の整備

多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

└女性のキャリア形成への支援（★）

課題８　男女の仕事と生活の調和の実現

労働環境の整備

├企業等のワーク・ライフ・バランス実現に向けた普及啓発・取組促進（★）

└出産、育児等で退職した女性の再就職に希望が持てる仕組みや環境づくりを推進（★）

多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

├保育サービスの充実（★）

├子育てに関する相談体制・ネットワークの充実(★)

└介護支援策の充実（★）

課題９　活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

地域社会の構成員としての女性の社会参加の促進

└職業人としての女性の能力向上・女性リーダーの育成（★）

働きやすい環境整備

└女性のネットワークの強化

課題10　地域における男女共同参画の推進

男女共同参画推進員の育成

└男女共同参画推進員による啓発活動の推進

災害対策における男女共同参画の推進

└男女共同参画の視点を踏まえた災害対策

課題11　女性に対する暴力の根絶

女性に対するあらゆる暴力への対策の推進

└女性に対する暴力防止についての意識啓発

課題12　生涯を通じた女性の健康支援

女性の健康づくりの支援

└生涯を通じた健康づくりの支援

課題13　国際社会の動向の勘案

国際社会の情報収集

└国際社会の動向について情報の収集

（★）は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第６条に基づく市町村推進計画該当部分です

基本目標１　男女平等意識の啓発

課題１　男女共同参画理解促進

① 広報・啓発活動の推進

市民・企業・団体等への広報啓発活動の推進
男女共同参画が必要であることを理解し、あらゆる人が共感できるよう、効果的な手段よる広報・啓発活動を積極的に展開します。
本市の男女共同参画推進の根拠規定である「輪島市男女共同参画推進条例」の認知度を高め、その趣旨への理解を促進することを目標のひとつとして、啓発活動を行います。

② 男女共同参画理解促進

男性や若い世代の男女共同参画理解促進
男女共同参画の啓発にあたり、男性や若い世代への理解を促進し、意識の改革を進めます。男性に対しては、家事・育児・介護等への積極的な参画を推し進めるため、情報の提供、講座の実施等を行います。
若い世代が男女共同参画の考え方がごく自然なものとして理解し、受け止めることができるよう、わかりやすい啓発を行います。

課題２　男女共同参画の慣行の見直し

① 男女共同参画の調査

定期的な市民意識調査の実施・情報の収集及び市民・企業・団体等に対する情報の提供
男女共同参画に関する市民の意識や、女性を取り巻く現状を客観的に把握するため、定期的な意識調査や実態調査を実施します。あわせて、市民・企業・団体等に対し男女共同参画に関する各種情報を提供します。

課題３　男女共同参画教育・学習の充実

① 学校における男女平等教育の推進

初等教育における男女平等教育の推進
次代を担う子どもたちがそれぞれの個性と能力を十分に発揮しつつ、互いに尊重しあいながら育つよう、特に初等教育の場面において、学校と連携しながら男女平等及び共同参画の教育を行います。

② 家庭における男女平等教育の推進

男女平等意識を育てる家庭教育の推進
男女が互いを尊重し、相手の立場を理解し助け合うことができるような人格形成を図るため、家庭に向けた男女共同参画に関する情報や学習機会の提供を行います。

③ 地域における男女共同参画学習の推進

男女共同参画社会の形成をねらいとした研修会、講演会等学習機会の充実
男女共同参画をテーマとした研修会や講演会等を実施し、地域社会において男女共同参画を推進するために学習機会を充実させます。

基本目標２　女性の社会参加促進

課題４　方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

① 行政機関における女性の参画拡大

審議会等委員への女性の参画促進・市職員の管理職拡大
市の審議会等の女性の登用率 30%以上を目標とします。
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「輪島市おける女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」により、意欲と能力のある女性職員の管理職への積極的任用を進めます。

② 企業や団体における女性の参画促進

企業や各種団体役職等への女性の参画拡大、役職等への女性の参画状況の把握
企業や各種団体に対し、役職への女性の参画を推し進めるため、意識改革や積極的改善措置に関する啓発を行います。
また、企業や各種団体における女性の参画状況を把握するとともに、女性の活躍等に関する有益な情報の提供を行います

③ 地域等における女性の参画促進

女性団体の活動支援・女性の地域活動指導者の資質向上
市内にある女性団体や自主グループが、意欲をもって地域づくりに貢献できるよう、その活動を支援するとともに、団体・グループ相互ネットワークづくりを行います。
また、防災に関する女性の参画を拡大するため、女性防災士の育成等を図ります。女性が地域において活躍し、主導的な役割を果たすことができるよう、情報や学習機会の提供を行います。

課題５　女性の人材育成

① 女性がチャレンジできる社会づくり

女性がチャレンジするための支援及び情報提供
女性が希望に応じてチャレンジし、その能力を発揮しながら社会で活躍できるよう、情報の収集・提供を行います。社会参画に意欲的な女性に対して、必要な情報の提供や関係機関の紹介など、必要に応じて支援を行うとともに、その取組を広く市民に紹介することで、その女性の意欲を高めます。

基本目標３　男女共同参画のための環境整備

課題６　雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保

① 雇用における男女均等な社会づくり

男女雇用機会均等法等の定着促進、就労機会拡大及び雇用形態改善の為、企業等への普及啓発活動。
雇用の場における男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法等の定着が図られるよう、企業への普及啓発を推進します。また積極的改善措置（ポジティブアクション）の奨励を実施し、企業に対し、事実上生じている男女間の格差を解消する積極的改善措置（ポジティブアクション）の導入に関する啓発を行います。県の「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」制度に関する周知を行い、参加を推奨します。

② 働く女性の妊娠・出産にかかわる保護

法や制度の周知・マタニティハラスメント防止の啓発
母性保護等に関する法律や制度の周知、マタニティハラスメント防止に向けた啓発を行うことで、女性が妊娠・出産後も安心して働くことができるよう、職場環境の整備を促します。

課題７　多様な就業を可能とする環境の整備

① 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

女性のキャリア形成への支援
企業・団体等に対し、働く女性に対する支援など職場環境の改善に向けた啓発を行います。また、各種講座や情報提供を通じて、働く女性の資質の向上や意識の高揚を図り、女性の個性と能力を十分に発揮できるよう女性のキャリア形成を支援します。

課題８　男女の仕事と生活の調和の実現

① 労働環境の整備

企業等のワーク・ライフ・バランス実現に向けた普及啓発・取組促進
企業・市民に向け、ワーク・ライフ・バランスについて、また育児・介護休暇に関する周知・啓発を行います。

② 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

・保育サービス等の充実
・子育てに関する相談体制・ネットワークの充実
・介護支援策の充実
各種施策につき、市としてこれまで以上の充実を図るため、福祉部局等関係機関と連携し、男女共同参画の視点を取り入れながら進めます。また男女共同参画の立場から働く女性など市民に向けて、各種施策に関する必要な情報の提供を行います。

課題９　活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

① 地域社会の構成員としての女性の社会参加の促進

職業人としての女性の能力向上・女性リーダーの育成
女性が主体性を持って、男性と対等に農林水産業の経営に参画できるよう、女性の起業や経営能力向上に向けた講演会・セミナーの実施・情報提供を行います

② 働きやすい環境整備

女性のネットワークの強化
女性が情報交換し連携を高めるため、必要に応じて既存のネットワークの強化・新たなネットワークの構築を行います。

課題 10　地域における男女共同参画の推進

① 男女共同参画推進員の育成

一般市民から、男女共同参画の推進に賛同し、行政とともに意欲的に取り組む方を男女共同参画推進員として育成し、わかりやすい普及啓発活動を行います。

② 災害対策における男女共同参画の推進

女性防災士を育成し、災害時に男女共同参画の視点を取り入れた適切な対応が取れるよう図るとともに、女性が地域の中で自主的に防災に取り組むことができるように進めます。

課題 11　女性に対する暴力の根絶

① 女性に対するあらゆる暴力への対策の推進

女性に対するあらゆる暴力を防ぐため、暴力は犯罪となりうる人権侵害であり、断じて許されるものではないことを市民に対して啓発し、意識を高めます。関係する法制度、実際に被害に遭っている人に対する相談支援体制の周知等を図り、相談から支援まで迅速かつ適切な対応が可能となるよう体制づくりを進めます。

課題 12　生涯を通じた女性の健康支援

① 女性の健康づくり支援

女性が生涯にわたって心身とも健康で過ごすため、講座などを通じて女性の健康に関する知識の増進、または健康問題に関する相談窓口の情報提供などを行います。

課題 13　国際社会の動向の勘案

① 国際社会の情報収集

国際会議における議論等、国際社会における動向について情報を収集し、市の実情と照らし合わせながら計画に取り入れ、その浸透を図ります。

輪島市男女共同参画行動計画指標及び目標値

	指　標	目標値 （令和4～8年度）
1	男女共同参画推進条例の認知度	100%
2	小学校の男女共同参画啓発用冊子の利用校の割合	全校（９校）
3	男女共同参画研修会・講演会・学習会の回数	20回/年
4	家庭・地域・職場などで皆が平等と答える人の割合	家 庭　60%
		地 域　40%
		職 場　50%
5	社会全体での男女の平等感	30%
6	女性委員のいる市の審議会等の割合	30%
7	管理職における女性の割合（輪島市における係長級以上の割合）	50%
8	女性の町内会長または自治会長の割合	10%
9	石川県・いしかわ女性基金の研修会等への受講者の派遣	40名/年
10	企業への男女共同参画普及啓発活動	5回/年
11	ワーク・ライフ・バランスという言葉も内容も知っている人の割合	100%
12	女性防災士の増員	250人
13	ＤＶ被害者相談窓口の存在を知っている人を増やすための啓発活動	20回/年
14	女性の健康作りの支援講座の実施	18回/年

施策体系１　男女平等意識の啓発

指標1　輪島市男女共同参画推進条例があることを知っている人の割合

男女共同参画理解促進（〇は前回からの増▼は前回からの減）

現状値	58.4％（▼２％）	目標値	100%

条例の認知度は、男女共同参画を理解するうえで重要であるため、
全く知らない人を減らします。

◇ 現状値

・言葉も内容も知っている　18.8％（〇2.5％）
・言葉は聞いたことはあるが内容は知らない　39.6％（▼4.5％）
・全く知らない　34.9％（〇2.1％）
・無回答　6.7％（▼0.1％）

指標2　小学校の男女共同参画啓発指導冊子の利用校を増やす

男女共同参画教育・学習の充実

現状値	４校	目標値	１０校

小さい頃から男女平等の意識啓発は大変重要であるため、学校での
啓発活動の割合を増やします

指標3　男女共同参画研修会・講演会・学習会の回数を増やす

男女共同参画教育・学習の充実

現状値	１０回／年	目標値	１０回／年

男女共同参画に関する意識を広め男女共同参画社会の実現をめざします
公民館等で学習会等を開催します

指標4　家庭・地域・職場などで皆が平等と答える人の割合

男女共同参画の慣行の見直し（〇は前回からの増▼は前回からの減）

【 家庭では 】

現状値	46.5%（〇10.0%）	目標値	60%

家庭での平等感は男女差が大きいのが現状であるが、皆が平等と答える人が60%まで増えることをめざします

	男性の意見	女性の意見	全体
平等	53.2%（〇12.6%）	40.8%（〇7.5%）	46.5%（〇10.0%）

【 地域では 】

現状値	26.9%（〇18.8%）	目標値	40%

前回よりも数値は随分改善されているが、地域では男性が優遇の意見が多いことから、皆が平等と答える人が40%まで増えることをめざします

	男性の意見	女性の意見	全体
平等	35.4%（〇15.3%）	19.5%（〇6.6%）	26.9%（〇18.8%）

【 職場では 】

現状値	45.5%（〇7.1%）	目標値	50%

前回よりも数値は改善されているが、皆が平等と答える人が50%以上に増えることをめざします

	男性の意見	女性の意見	全体
平等	49.8%（〇10.4%）	41.6%（〇4.4%）	45.5%（〇7.2%）

指標5　社会全体での男女の平等感

男女共同参画の慣行の見直し（〇は前回からの増▼は前回からの減）

現状値	20.0%（〇11.8%）	目標値	30%

前回の目標値を達成したが、それでもまだまだ数値は低いことから、全体の30%が社会全体での男女が平等と答えることをめざします

	男性の意見	女性の意見	全体
平等	27.6%（〇9.5%）	13.4%（〇5.2%）	20.0%（〇11.8%）

施策体系２　女性の社会参加の推進

指標6　女性委員のいる市の審議会等の割合

方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

現状値	27.70%	目標値	30%

※令和3年4月1日現在

地方地自法（第180条の5）監査委員・農業委員等　（６委員会）

地方地自法（第202条の3）男女共同参画推進審議会・景観審議会等　（40審議会）

女性の委員の割合を30％以上になるようめざします

指標7　係長以上における女性の割合

方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

輪島役所職員の係長以上の女性の割合

現状値	43.80%	目標値	50%

※令和3年4月1日現在

職場における女性の係長以上の登用状況を50%になるようめざします

指標8　女性の町内会長または自治会長の割合

方針の立案・決定過程への女性の参画拡大（〇は前回からの増▼は前回からの減）

現状値	6.7%（〇0.8%）	目標値	10%

※令和3年4月1日現在

男性でも女性でも適任者であれば良いという意見が多数ありました

指標9　石川県・いしかわ女性基金の研修会等への受講者の派遣する

女性の人材育成

現状値	24名／年	目標値	40名／年

男女共同参画推進員・婦人団体・各種女性団体など、地域の女性リーダーとなりえる人材を育成するため、石川県・いしかわ女性基金が主催する各種研修会・講演会に参加者を派遣します

施策体系３　男女共同参画のための環境整備

指標10　企業への男女共同参画普及啓発活動

男女の仕事と生活の調和の実現

現状値	１回／年	目標値	５回／年

企業へ男女共同参画啓発（チェックシート・啓発資料の送付、市内企業の実態に応じた講座等）の実施により、男女共同参画の普及啓発とポジティブ・アクションの推進を図ります

指標11　ワーク・ライフ・バランスという言葉も内容も知っている人の割合を増やす

男女の仕事と生活の調和の実現（○は前回からの増▼は前回からの減）

現状値	38.5%（○21.3%）	目標値	100%

労働の場において男女共同参画を推進するためには、事業主の理解や協力が不可欠です。職場意識を醸成するためにも、市民の就業環境に対する関心度の高さが重要であることから、ワーク・ライフ・バランスの概念が広く行きわたることを目指して啓発を行います

指標12　女性防災士を増やし、災害時女性の視点を取り入れた防災体制を整える

地域における男女共同参画の推進

現状値	198人	目標値	250人

災害時の適切な避難所運営等を可能にするため、女性防災士の増員をめざします

指標13　ＤＶ被害相談窓口があることを知っている人を増やすため啓発活動を実施

女性に対する暴力の根絶

現状値	３回／年	目標値	２０回／年

◇現状値

・ＤＶ直接経験あり	6.6%
・身近に経験した人あり	14.7%
・相談したことがある	0.7%
・相談を受けたことがある	5.9%

指標14　女性の健康づくりの支援講座を実施

生涯を通じた女性の健康支援

現状値	３回／年	目標値	１８回／年

健康は男女ともに重要な問題ですが、特に女性特有の問題を支援する講座を重点的に実施します（各公民館で年間1回以上）